		日	号外	ページ
五一八	家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件の一部を改正する件	一三	47	四
五一九	種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件	一四	五	
五二〇	肥料を登録した件	一四	六	
五二一	保安林の指定をする件	一四	七	
五二二				
五二三	家畜伝染病予防法第十三条の二第一項及び第四項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件の一部を改正する件	一四	48	三一
五二四	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準	一五	49	三元
五二五	特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準	一五	49	三元
五二六	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準	一五	49	三元
五二七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準	一五	49	三〇
五二八	中央卸売市場において卸売の業務を行う市場の名称変更があった件	一九	四	
五二九	種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件	一九	四	
五三〇	漁業法第五十八条第一項の規定に基づき、母船式捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき母船の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船の総トン数別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める件	一九	53	二二
五三一	肥料の登録の有効期間を更新した件	一九	53	二二
五三二	生産業者の住所の変更に係る届出があった件	一九	53	二五
五三三	肥料の登録が失効した件	一九	53	二五
五三四	農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件の一部を改正する件	二〇	四	
五三五	農業保険法関係告示の一部を改正する件	二〇	五	
五三六	平成三十年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件	二〇	54	一三
五三七	平成三十年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件	二〇	54	二云
五三八	平成三十年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件	二〇	54	二六
五三九	平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件の一部を改正する件	二〇	54	二六
五四〇	平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件の一部を改正する件	二〇	54	二六
五四一	平成三十年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件	二〇	54	二元
五四二	平成三十年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件	二〇	54	三〇
五四三	平成三十年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件	二〇	54	三一
五四四	平成三十年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件	二〇	54	三三
五四五	特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針の一部を変更する件	二二	四	
五四六	種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件	二二	六	
五四七―五五二	保安林の指定をする件	二二	七	
五五三	保安林の指定施業要件を変更する件	二二	八	
五五四	競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競争を指定する件の一部を改正する件	二二	57	三四
五五五	農作物共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件	二五	八	
五五六	果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件	二五	八	
五五七	漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件	二五	58	二七